

新宿区教育委員会会議録

平成23年第7回臨時会

平成23年12月14日

新宿区教育委員会

平成23年第7回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成23年12月14日(水)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 2時15分

場 所 新宿区役所6階会議室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委 員	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	参 事	小 池 勇 士
教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一	教 育 調 整 課 長 取 扱	統 括 指 導 主 事
			横 溝 宇 人

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

選 挙

日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について

日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

議 案

日程第3 議案第69号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 開 会

○教育調整課長 新宿区教育委員会第7回臨時会を開会する予定時刻となりましたので、事務局から発言させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第3項により、教育委員会の会議は委員長が主宰するものとされ、また同条第4項により、委員長が欠けたときは委員長職務代理者がその職務を行うこととされております。

教育委員会では、本年5月2日に松尾委員を委員長に選挙いたしました。松尾委員の委員としての任期が本年12月7日で満了したため、現時点で委員長が不在となっております。また、熊谷委員長職務代理者は本日欠席されております。

そこで、本日、委員長を選挙するまで、臨時に会議の議事進行を行う委員を最初にお決めいただきたいと考えております。

○石崎教育長 ただいま、事務局から説明がありましたとおり、委員長を選挙するまで臨時で会議を議事進行する委員を決める必要がありますが、本日御出席の委員のうち、最年長である羽原委員にお願いしたいと思います。

○羽原委員 ほかの委員の異議がなければ、お引き受けしたいと思います。

[異議ありませんの発言]

○羽原委員 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

改めて、ただいまから、平成23年新宿区教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、熊谷委員が欠席しておいでですが、定足数は満たされております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

○白井委員 了解しました。

◎ 新宿区教育委員会委員長の選挙について

○羽原委員 それでは、「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙」を行います。

委員長の選挙について、事務局から御説明ください。

○教育調整課長 「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」、御説明いたします。

先ほど、若干御説明いたしましたとおり、本年5月2日から委員長についていらっしゃい

ました松尾委員の委員任期が、去る12月7日をもって満了いたしました。松尾委員は翌日12月8日に、区長より改めて教育委員に任命されておりますが、12月7日の委員任期満了により委員長の職も終了しており、現時点では委員長は不在となっております。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙」は、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、委員長を教育委員会で選挙するというものです。

なお、同項に、教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならないと規定されておりますので、教育長以外の委員の中から選挙していただくというものでございます。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められておりますので、本日、平成23年12月14日より1年間となります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

○羽原委員 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

○白井委員 選挙は、指名推薦で行うことを提案いたします。

○羽原委員 ただいま、白井委員より指名推選の御提案がありました。

指名推選により行うということでよろしいでしょうか。

[異議ありませんの発言]

○羽原委員 異議なしと認め、委員長の選挙は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言をどうぞ。

○白井委員 松尾前委員長は、5月に委員長に就任して7カ月ほどしか経過しておりませんの

で、改めて松尾委員を推薦したいと思います。

○羽原委員 ただいま、松尾委員が推薦されました。

ほかに御意見のある方はどうぞ。

[特にありませんの発言]

○羽原委員 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名のとおり松尾委員を委員長に決定することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

[同意者挙手]

○羽原委員 ありがとうございます。

被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙」については、松尾委員で決定いたしました。

それでは、これからの会議の進行は、松尾委員長に引き継ぎます。

○松尾委員長 それでは、以後の会議の進行をいたします。

私は、12月8日に改めて区長より教育委員に任命されましたが、ただいま委員長に選挙されました。改めて、身の引き締まる思いであります。新宿区の教育のため、しっかりと議論を深めていきたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

◎ 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

○松尾委員長 それでは、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、日程第2は委員長職務代理者の指定に関するもので、先ほど委員長選挙が行われたため、新宿区教育委員会会議規則第7条第2項の規定により、改めて職務代理者を指定いただくものです。職務代理者の任期は1年とされており、今回指定を行う委員長職務代理者の任期は、本日、平成23年12月14日から1年間となります。

指定の方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

○松尾委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行いたいと思います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって

投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

○石崎教育長 指定は指名推選で行うことを提案いたします。

○松尾委員長 ただいま、石崎教育長より指名推選の提案がございました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 異議なしと認めます。

委員長職務代理者の指定は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

○石崎教育長 熊谷委員を推薦いたします。

熊谷委員は本日欠席されておりますが、あらかじめお話ししましたところ、他の委員の御異議がなければ引き続きお引き受けいただける旨、御返事をいただいております。

○松尾委員長 ただいま、熊谷委員が推薦されました。

ほかに御発言のある方はどうぞお願いいたします。

〔ありませんの発言〕

○松尾委員長 では、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名のとおり熊谷委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

〔同意者挙手〕

○松尾委員長 出席委員全員の同意がありましたので、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、熊谷委員で決定いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日の選挙は終了いたしました。

◎ 日程第3 議案第69号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第3 議案第69号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第69号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ということでございます。

これにつきましては、概要のところでございます、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正によるもので、平成24年1月1日から幼稚園教員の給料表を改定するというに伴いまして、園長（再任用職員以外の職員）に係る本職手当の額が4級の最高号給の給料月額100分の20を超えるということになりましたので、改定するものでございます。

改正内容ですが、こちらにございます園長について、月額が9万1,600円のところを9万1,400円となります。

その算定方法ですが、その下にありますとおり、園長の給料における最高号給の給料月額が4級の101号、45万7,100円ということで、従来の45万8,100円からマイナスになります。それに伴いまして、②のところがございます上限額の算定をいたしております。20%掛け合わせまして、9万1,420円となります。改正後の管理職手当の額として100円未満を切り捨てまして、9万1,400円とするものでございます。

施行日につきましては、平成24年1月1日でございます。

提案理由は、園長の管理職手当の額を改定する必要があるためでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第69号について、御意見、御質問をどうぞ。

[ありませんの発言]

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第69号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第69号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、予定している協議事項、報告事項はございませんが、事務局から何かございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 わかりました。

◎ 閉 会

○松尾委員長 それでは、以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 2時15分閉会